

令和4年度（2022年度）

金沢大学法科大学院

入学試験問題

民 法

D日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は2枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 解答にあたっては、どの問題から解答しても構いません。ただし、どの問題についての解答であるのかを答案中に明示してください。

令和4年度（2022年度）金沢大学法科大学院入学試験問題

試験科目	民	法
------	---	---

以下の問題について解答しなさい。

問題1（10点）

「遺留分侵害額請求権」について、関連条文をあげて、簡潔に説明しなさい。

問題2（15点）

次の事例を読み、[問い]に答えなさい。

1. Xは、甲土地を競売により取得したが、甲土地には乙建物が存在していた。
2. 乙建物は、当初Hが所有していたが、Hが死亡したためその妻Yが相続によりこれを取得して、その後、相続を原因とするYへの所有権移転登記が経由された。なお、Hは甲土地の利用権原を有していなかった。
3. その後、Yは、乙建物をAに代金500万円で売り渡したが、Aへの所有権移転登記はなされず、登記簿上、乙建物はY所有名義のままとなっている。
4. Xは、乙建物を排除したいと考え、登記簿を調査したところ、Yが登記簿上の所有者であることが判明した。そこで、Xは、Yを被告として、甲土地の所有権に基づき乙建物収去による甲土地の明渡しを求める訴えを提起した。
5. 本裁判において、Xは、乙建物の所有者はその所有権移転登記を有するYであり、同人が乙建物を所有することにより甲土地を占有していると主張した。それに対して、Yは、乙建物をAに売却したことで乙建物の所有権を失っているため、甲土地を占有するものではないと主張する。

[問い]

【事実】1から5を前提として、Xの、Yに対する、乙建物収去による甲土地の明渡し請求が認められるかどうかについて論じなさい。